

フォローアップ委員会設置要綱

(設置)

第1条 「学校における働き方改革基本方針」(以下「基本方針」という。)の取組状況の評価・改善及び次期「学校における働き方改革基本方針(案)」の策定を行うにあたり、フォローアップ委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、ICカードによる「勤務管理システム」やその他の取組から把握した情報を踏まえ、学校の特性及び教職員の専門性を踏まえて「基本方針」の取組状況の評価・改善を行うこととする。

2 委員会は、次期「学校における働き方改革基本方針(案)」の策定を行うこととする。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長は、県立学校部副部長をもって充てる。

3 副委員長は、教育総務部副部長、県立学校部副部長、市町村支援部副部長をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 委員会に、その事務を処理させるため事務局を設置する。

2 事務局の事務は、県立学校人事課、小中学校人事課において担う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月19日から施行する。

この要綱は、令和3年8月30日から施行する。